

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆厚労省からのテレワークガイドラインの公表

昨今、各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用される中、厚生労働省より「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」が公表されました。

今回はガイドラインの内容を確認するとともに、テレワークを導入する際に疑問に思われる点をご案内していきたいと思います。

### テレワークガイドラインの改定 主な概要

- テレワークの推進を図るためのガイドラインであることを明示的に示す観点から、ガイドラインのタイトルを「**テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**」に改定。

#### テレワークの導入に際しての留意点

- テレワークの推進は、労使双方にとってプラスなものとなるよう、働き方改革の推進の観点にも配慮して行うことが有益であり、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークとすることが求められる。
- テレワークを推進するなかで、従来の労務管理の在り方等について改めて見直しを行うことも、生産性の向上に資するものであり、テレワークを実施する労働者だけでなく、企業にとってもメリットのあるものである。
- テレワークを円滑かつ適切に導入・実施するに当たっては、あらかじめ労使で十分に話し合い、ルールを定めておくことが重要である。

#### テレワークの対象業務

- 一般にテレワークを実施することが難しい業種・職種であっても個別の業務によっては実施できる場合があり、管理職側の意識を变えることや、業務遂行の方法の見直しを検討することが望ましい。
- オフィスに出勤する労働者のみに業務が偏らないよう、留意することが必要である。

#### テレワークの対象者等

- テレワークの対象者を選定するに当たっては、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意する必要がある。
- 在宅での勤務は生活と仕事の線引きが困難になる等の理由から在宅勤務を希望しない労働者について、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務の利用も考えられる。
- 特に新入社員、中途採用の社員及び異動直後の社員は、コミュニケーションの円滑化に特段の配慮をすることが望ましい。

#### 導入に当たっての望ましい取組

- 不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス化、決裁の電子化等が有効であり、職場内の意識改革をはじめ、業務の進め方の見直しに取り組むことが望ましい。
- 働き方が変化する中でも、労働者や企業の状況に応じた適切なコミュニケーションを促進するための取組を行うことが望ましい。
- 企業のトップや経営層がテレワークの必要性を理解し、方針を示すなど企業全体として取り組む必要がある。

参考資料: 厚生労働省「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html)

また、今回のガイドラインには、安全衛生に関する2つのチェックリストが提供され、「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト(事業者用)」と「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)」があります。

ガイドラインの内容を確認するとともに、2つのチェックリストを活用して、テレワークを行う環境を改善していきましょう。チェックリスト: <https://www.mhlw.go.jp/content/000755113.pdf>

### ◆5月の労務スケジュール

- ～5/31 4月分社会保険料納付
- ～5/10 4月分源泉徴収税額・住民税額の納付



編集担当: 會田  
編集責任者: 勝山

Copyright© 2021 Legal Networks

### トピックス

◆厚労省からの  
テレワークガイドラインの公表

◆今月の  
労務スケジュール

社会保険労務士事務所  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34-  
13第一貝塚ビル302号  
TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaika-nrikenkyujo.jp>